



平成 26 年 12 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社ユニバーサルエンターテインメント
代表者名 代表取締役社長 富士本 淳
(JASDAQ・コード 6425)
問合せ先 広報・IR 室
電話番号 03-5530-3055 (代表)

刑事告訴等の処分結果等について

当社は、平成 24 年 12 月 4 日付「一部報道に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、ロイターによる偏頗な報道等により（なお、同日付「訴訟の提起に関するお知らせ」および平成 26 年 11 月 6 日付「ロイター社との訴訟について」にてお知らせしたとおり、当社は、当該報道に係る損害賠償請求訴訟を提起しており、現在、ロイターグループの日本法人に対する訴訟が東京地方裁判所において係属中です。）、フィリピン共和国において、当社グループからフィリピン娯楽ゲーミング社 (Philippine Amusement and Gaming Corporation) の役職員等に対して贈賄を行ったとされる事実無根の疑惑（以下「本件疑惑」）について、同国司法長官（The Secretary of Justice）発令に係る省令 995 号に基づき設置された、国家捜査局（National Bureau of Investigation）及び国家検察部（National Prosecution Service）の職員によって構成される事実発見委員会（Fact Finding Panel）が、1 年以上もの長期に亘る調査を行った結果、同委員会による平成 26 年 9 月 24 日付最終報告書において、本件疑惑を裏付ける証拠等が不十分である等として、検事総長（Prosecutor General）が、司法長官に対して、本件疑惑に係る調査の終結を具申するに至りました。

このことは、平成 26 年 12 月 10 日に開催された同国国会下院議会（House of Representatives）のゲーム及び娯楽委員会（Games and Amusements Committee）の公聴会において、下院議員より本件疑惑に関する質問があり、当該質問に対して、同会に出席していた NBI 担当官が上記趣旨の回答を明言したことにより公に確認されました。

更に、平成 26 年 12 月 16 日付で、当社取締役会長岡田和生を被疑者として、第三者により東京地方検察庁になされていた本件疑惑に関連する外国公務員贈賄及び名誉毀損での刑事告発及び刑事告訴についても不起訴処分となりました。

以上により、当社としては、当社グループ及びその役職員に対する本件疑惑は解消されたものと考えております。

他方で、本件疑惑に関連して、当社は、平成 26 年 4 月 30 日付「刑事告訴等に関するお知らせ」、同年 6 月 24 日付「刑事告発に関するお知らせ」及び同日付「株式会社アクセスジャーナル他との訴訟に関する東京高等裁判所の判決について」にてお知らせしたとおり、ウィン・リゾーツ・リミテッドを風説の流布で、スティーブン・A・ウィンを風説の流布、名誉毀損及び信用毀損で、当社グループにおける元担当責任者を詐欺及び業務上横領で、山岡俊介（株式会社アクセスジャーナル代表取締役）を名誉毀損及び信用毀損で、東京地方検察庁にそれぞれ刑事告訴又は告発していましたが、誠に遺憾ながら、同年

12月16日付で、いずれも嫌疑不十分により不起訴となりました。

しかしながら、平成25年6月21日付「第三者委員会からの調査報告書受領に関するお知らせ」、平成26年12月29日付「第二次第三者委員会の中間報告書の開示について」にてお知らせしたとおり、各第三者委員会報告書において認定されている、担当社員が当社で定められた正規の稟議決裁手続きを経ることなく3,000万米ドルもの巨額の資金を社外流出させた件について、東京地方裁判所において当時の担当社員と民事訴訟が係属中であり、当社としては、引き続きこれらの事実関係について追加の証拠収集等の調査を継続し、適切な措置を採っていく所存です。

以上